

(資料 五島市の導入促進基本計画)

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

五島市の人口は、平成27年国勢調査では、平成22年調査と比較し8.1%減少しており、長崎県平均(2.9%減少)を上回る減少となっている。また、年少人口割合(15歳未満)も平成22年国勢調査においては11.8%であったが、平成27年国勢調査においては、11.1%と減少傾向となっている。

平成26年経済センサス基礎調査では、市内2,572事業所のうち、2,407事業所が従業員数20名未満となっており、中小企業基本法に定義されている小規模企業者及び中小企業者が大部分を占めている。

産業構造としては、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業などを主として形成されている。

五島市内で事業を行っている企業の多くは、所有する機械設備等の老朽化が進んでおり、その更新がなされていない。そのことが企業の生産性が向上されない要因の一つとなっている状況である。

#### (2) 目標

本導入促進計画を策定し、中小企業者の設備投資を促すことにより市内産業の発展及び振興を目指す。

具体的には、先端設備等導入計画の認定件数を年間6件以上とし、それに伴う投資額については年間60,000千円を目指す。

#### (3) 労働生産性に関する目標

労働生産性に関する目標伸び率については、年平均3%以上とする。

先端設備等導入計画の計画期間が3年間の場合は9%以上、4年間の場合は

12%以上、5年間の場合は15%以上とする。

\*労働生産性とは、従業員一人当たりの付加価値額を言い、労働の効率性を計る尺度であり、以下の計算式で求められる。

(営業利益+人件費+減価償却費)

労働生産性=

—————  
労働投入量

(労働投入量とは、労働者数又は労働者数×1人当り年間就業時間)

## 2 先端設備等の種類

本計画の対象となる先端設備等の種類については、五島市内における中小企業者の業種が多岐にわたること。また、対象となる先端設備等を限定することで、中小企業者の機械設備等の更新を妨げ、結果として生産性の向上が図れなくなることを避けるため、本計画においては、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

市内産業振興の観点から、本計画における対象地域は五島市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

対象を限定することにより五島市域内の産業振興及び中小企業者の設備等の更新の妨げとなることを防ぐため、本計画の対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

事業実施者が作成する先端設備等導入計画の計画期間については、3年・4年・5年のいずれかとする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

本計画及び先端設備等導入計画については、事業者等の設備投資を通じて労働生産性の向上を図るためのものであることから、人員削減を目的とした先端設備等の導入計画については、五島市内の雇用の安定への配慮から、本計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展への配慮から、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては本計画の認定の対象としない

## >先端設備等導入計画とは

中小企業者が作成する先端設備等の導入に関する計画です。

- ① 先端設備等の種類及び導入時期
- ② 先端設備等導入の内容
- ③ 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

主に以上の内容が記載された計画となります。

中小企業者が、固定資産税の課税免除等の支援を受けるためには、先端設備等導入計画の認定を五島市から受ける必要があります。

## >お問い合わせ先

五島市役所 地域振興部 商工雇用政策課 雇用・起業促進班

〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

電話：0959-72-7862（直通）

FAX：0959-74-1994（代表）

メール：shoukou@city.goto.lg.jp